

船舶事故調査報告書

令和3年10月27日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	転覆
発生日時	令和3年4月11日 12時35分ごろ
発生場所	福岡県糸島市岐志漁港南方沖 岐志港西防波堤灯台から真方位163°520m付近 (概位 北緯33°34.0′ 東経130°07.3′)
事故の概要	ミニボート（船名なし）は、漂流中、左舷側に傾斜して転覆した。
事故調査の経過	令和3年4月15日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	ミニボート（船名なし）、総トン数なし（長さ約2.65m）
船舶番号、船舶所有者等	なし、個人所有
乗組員等に関する情報	操縦者、操縦免許 なし
負傷者	なし
損傷	船外機の濡損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮汐 下げ潮の中央期
事故の経過	<p>本船は、操縦者及び同乗者1人が乗り、岐志漁港南方沖において、操縦者が船尾部に、同乗者が船首部に腰を掛け、釣りの目的で漂流していた。</p> <p>本船は、操縦者が帰港しようと船外機のスターターロープを引いたところ始動しなかったため、立ち上って再度スターターロープを引いた際、重心が高くなり、バランスを崩して左舷側に身体が移動し、船体が左舷側に傾斜して転覆した。</p> <p>操縦者及び同乗者は、転覆した本船の船底につかまり、同乗者が持っていた防水の携帯電話で118番通報を行い、来援した水難救済会の所属船に救助された。</p> <p>本船は、和船型ミニボートであり、本事故当時、船尾部の乾舷が約20cmであった。</p> <p>操縦者及び同乗者は、救命胴衣を着用していた。</p>
分析	本船は、漂流中、操縦者が船外機を始動させようと立ち上がってスターターロープを引いた際、船体の重心が高く不安定な状態となり、バランスを崩して左舷側に身体が移動し船体の重心が左舷側に偏ったことから、左舷側に傾斜して転覆したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、漂流中、操縦者が船外機を始動させようと立ち上がってスターターロープを引いた際、船体の重心が高く不安定な状態となり、バランスを崩して左舷側に身体が移動し船体の重心が左舷側に偏ったため、左舷側に傾斜して転覆したものと考えられる。

再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ミニボートの操縦者は、ミニボードで立ち上がると、バランスを崩して重心が偏るため、不用意に立ち上がらないこと。・ミニボートの所有者は、ミニボートは重心の偏りで傾きやすいので、サイドフロートを装着することが望ましい。
--------------	--